

ガザ停戦案の全文

以下は、エジプトとカタールの仲介で行われた停戦協議で、5月6日にハマスが受け入れを表明したガザ停戦と囚人交換についての提案の全文です。アルジャジーラ・アラビア語サイトに掲載されたアラビア語文章の翻訳です。(マンスリー・レビューオンラインから)。イスラエルは無視して、ラファへの軍事侵攻を開始しました。

[Gaza Ceasefire Proposal – Full Text | Defend Democracy Press](#)

合意案

ガザにおけるイスラエル側とパレスチナ側との間の抑留者・囚人交換と持続可能な平穩の回復に関する合意の基本原則。

枠組み合意は、イスラエルの刑務所にいる合意された数の囚人と引き換えに、ガザ地区にいるすべてのイスラエル人抑留者、民間人、兵士を、生死にかかわらず、すべての期間と時間から釈放し、恒久的な停戦、ガザ地区からのイスラエル軍の撤退、復興、包囲網の解除を達成するための持続可能な平穩を取り戻すことを目的としている。

この枠組み合意は、以下の3つの段階から構成されている：

第一段階（42日間）

両当事者間の相互の軍事作戦を一時停止し、イスラエル軍をガザの人口密集地帯から東側へ、ガザ地区の全地域（ワディ・ガザ、ネツァリム線、クウェート環状交差点を含む）の国境沿いの地域へ撤退する。

ガザ地区での飛行（軍事・偵察）を 1 日 10 時間、拘束者や囚人の釈放日には 12 時間停止する。

イスラエル国防警察（IDP）を居住地域に戻し、ワディ・ガザ（ネツァリム線とクウェート環状交差点）から撤退させる。

（3 人の拘束者の釈放後）3 日目に、イスラエル軍は東のアル・ラシード通りからサラ・アル・ディン通りまで完全に撤退し、この地域の軍事施設と装備を完全に解体し、避難民の居住地域への帰還を開始する（帰還の際、武器は携行しない）。ガザ地区の全地域で住民の自由な移動を認め、初日からアル・ラシード通りからの人道支援の立ち入りを妨げない。

（女性兵士を含む生存中の民間人拘束者の半数を釈放した後）22 日目に、イスラエル軍はガザ地区中央部（特にネツァリム・シュハダ線とクウェート環状交差点）から国境沿いの近隣地域へ撤退し、軍事施設と装備の完全な解体、避難民のガザ地区北部の居住地への継続的な帰還、ガザ地区の全地域における住民の移動の自由を確保する。

初日から、発電所の稼働と取引、がれき撤去に必要な設備、ガザ地区の全地域における病院、保健所、パン屋の復旧と運営に必要な燃料と、集中的かつ十分な量の人道援助、救援物資（1 日あたり 600 台のトラック、うち 50 台の燃料トラック、うち 300 台は北部向け）を搬入し、これを協定の全段階を通じて継続すること。

双方の拘束者と囚人の交換：

第一段階において、ハマス側は以下の通り、イスラエルの刑務所や拘置所にいる多数の囚人と引き換えに、女性（民間人や兵士）、子ども（19 歳以下、非兵士）、

高齢者(50歳以上)、病人を含む33人のイスラエル人拘束者(生死を問わず)を釈放。

ハマスが釈放するのは、生きているイスラエル人被拘禁者全員であり、民間人の女性と子ども(兵士ではない19歳以下)である。一方、イスラエルは、ハマスが提供した被拘禁者の年齢別リストに基づいて、イスラエル人被拘禁者1人の釈放につき子どもと女性30人を釈放する。

ハマスが、生存しているイスラエル人被拘禁者、高齢者(50歳以上)、病人、負傷した民間人をすべて釈放するのに対し、イスラエルは、ハマスが提供した被拘禁者の最高齢に応じたリストに基づき、イスラエル人被拘禁者1人につき高齢者(50歳以上)と病人30人を釈放する。

一方イスラエルは、ハマスから提供されたリストに基づき、イスラエル兵1人の釈放につき50人の囚人(終身刑30人、有期刑20人)を自国の刑務所から釈放する。

第一段階における両当事者間の抑留者・囚人交換のスケジューリング：

ハマスが合意3日目に3人のイスラエル人拘留者を釈放し、その後7日ごとにさらに3人の拘留者を釈放し、最初はできるだけ女性(民間人と兵士)から始め、6週目にこの段階に含まれる残りの民間人拘留者をすべて釈放し、その見返りにイスラエルがハマスから提供されるリストに従ってイスラエルの刑務所にいる合意された数のパレスチナ人囚人を釈放する。

可能であれば7日目までに、ハマスがこの段階で釈放されるイスラエル人被拘禁者に関する情報を提供する。

22日目に、イスラエル側は再逮捕されたシャリット取引の囚人全員を釈放する。

イスラエル側の生きている被拘禁者の数が 33 に達しない場合、同じカテゴリーの遺体の数は、この段階のために完了し、その見返りにイスラエルは 2023 年 10 月 7 日以降にガザ地区で逮捕したすべての女性と子供（19 歳未満）を解放し、これはこの段階の 5 週目に行われることを条件とする。

この交換プロセスは、相互の軍事作戦の停止、イスラエル軍の撤退、避難民の帰還、人道援助の入国など、協定の条件の順守にかかっている。

解放されたパレスチナ人囚人が、以前に拘束されたのと同じ容疑で逮捕されないようにするために必要な法的手続きを完了させる。

上記の第一段階への鍵は、第二段階への鍵の交渉の基礎とはならない。

2023 年 10 月 7 日以降にイスラエルの刑務所や収容所にいる囚人や被拘禁者に対してとられた措置や処罰を解除し、この日以降に逮捕された者も含め、彼らの状況を改善すること。

遅くとも第 1 段階の 16 日目までに、双方の囚人・被拘禁者（兵士と残留者）の交換の鍵に関する、この合意の第 2 段階の詳細について合意するための間接協議を両当事者間で開始する。ただし、この段階の第 5 週目の終わりまでに完了し、合意されることを条件とする。

国連とその関連機関（UNRWA やその他の国際機関を含む）は、ガザ地区の全地域で人道的サービスを提供する活動を実施し、合意期間中も継続すること。

ガザ地区の全地域でインフラ（電気、上下水道、通信、道路）の復旧を開始し、民間防衛のために必要な設備を導入し、瓦礫やガレキの撤去を行うこと。また、協定のすべての段階でこれを継続すること。

戦争で家を失った避難民を収容し、避難させるための物資や必要なもの（少なくとも 6 万戸の仮設住宅-キャラバン隊と 20 万張りのテント）の搬入を促進する。

このフェーズの初日から、合意された人数（50人以上）の負傷した軍人が治療を受けるためにラファ交差点を通過することが許可され、ラファ交差点を通過する旅客、病人、負傷者の数が増加し、旅客に対する制限が解除され、物品と貿易の移動が制限なく再開される。

エジプト、カタル、国連を含む多くの国や組織の監督の下、戦争によって破壊された民家や施設、民間インフラの包括的な再建に必要な手配と計画を開始し、被害を受けた人々に補償を行う。

相互の軍事行動の一時的な停止、救援・避難、部隊の撤退など、この段階でのすべての措置は、持続可能な平穏（軍事・敵対行為の停止）が宣言されるまで、第2段階でも継続される。

第二段階(42日間)：

持続可能な平穏（軍事・敵対行為の恒久的停止）の回復とその発効を発表し、両当事者間の拘束者・捕虜の交換を開始する。

イスラエルの刑務所の囚人とイスラエルの収容所の被拘禁者の合意された数、およびイスラエル軍のガザ地区からの完全撤退と引き換えに、残存するすべてのイスラエル人（民間人と兵士）。

第3段階(42日間)：

双方の死者と遺体を引き渡し、身元を確認した後、遺体と遺骨を交換する。

住宅、民間施設、インフラを含む、3年から5年の期間にわたるガザ地区の復興計画の実施を開始し、エジプト、カタル、国連を含む多くの国や組織の監督の下、影響を受けたすべての人々に補償を行う：エジプト、カタル、国連を含む多くの国や組織の監督の下、被害を受けたすべての人々に補償を行うこと。

ガザ地区に対する封鎖を完全に停止すること。

協定の保証人

カタール、エジプト、米国、国連

(了)